

## 株式会社ソフトクリエイト 使用許諾契約書

上部に記載された株式会社ソフトクリエイト(以下、「ソフトクリエイト」といいます。)のソフトウェア製品(以下、「本ソフトウェア」といいます。)の使用権(以下、「ライセンス」といいます。)を購入された法人、団体のみならず(以下、「お客様」といいます。)へのご注意:  
本使用許諾契約書(以下、「本契約書」といいます。)は、本ソフトウェアに関してお客様とソフトクリエイトとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はソフトクリエイトにご購入申し込み前、あるいはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、登録キー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。  
本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではありません。

### 1. 定義

- (1) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- (2) 「登録キー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等を言います。登録キーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つの登録キーが与えられます。ただし、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは、本ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものとなります。サーバーが同一か否かに関わらず、1つの登録キーを複数回登録することはできません。なお、本ライセンスには、本ソフトウェアのサービスライセンス1つが含まれます。当該サービスライセンスの契約内容は、別途該当の契約をご確認ください。お客様が本契約に承諾した場合、当該サービスライセンスの契約内容にも承諾されたものとします。
- (3) 「登録ユーザー」とは、以下に示すソフトウェア(以下、「連携先ソフトウェア」といいます。)を使用するユーザーとして、本ソフトウェアに登録された方をいいます。なお、お客様は当該連携先ソフトウェアの使用権を正規に取得しているものとします。  
連携先ソフトウェア: サイボウズ ガルーン 2
- (3)-1. お客様は、お客様の構成員の方のみを、登録ユーザーとして登録することができます。(お客様による資本参加率が50%を超過する子会社および関連会社の構成員の方については登録ユーザーに含めることができます。)
- (3)-2. 本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の方を例外的に登録ユーザーに含めることができます。ただし、お客様は、この方から使用に対する一切の対価(金銭的対価、物的対価、権利的対価を含むが、これらに限られない)を受け取ることはできません。
- (4) 「利用するユーザー」とは、登録ユーザーのうち、お客様が本ソフトウェアを使用させるユーザーとして指定した方のことをいいます。

### 2. 使用範囲

- 本契約書はお客様に対し以下の権利を許諾いたします。
- (1) お客様は、お客様が連携先ソフトウェアとあわせて使用する目的のみ、本ソフトウェアを使用することができます。
  - (2) お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で利用するユーザーを指定することができます。本ソフトウェアは、利用するユーザーに指定された方のみが使用することができます。お客様が本ソフトウェアの追加ユーザーライセンスを新たに購入された場合は、追加したユーザー数を合計した数を利用するユーザーとして指定することができます。
  - (3) 本ソフトウェアは、連携先ソフトウェアとともにインストールされます。よって、本ソフトウェアのインストール許諾数は、連携先ソフトウェアのインストール数に従ってください。
  - (4) 1つのライセンスで許諾されたユーザーの数、その他ライセンスの内容を複数に分割することはできません。1つの登録ユーザー名で使用できるのはおひとりのみとし、複数の方が同一のユーザー名を使用することはできません。
  - (5) お客様は、同一か否かを問わずいかなるサーバーコンピュータ上においても、1つの登録キーを並行して使用することはできません。

### 3. その他の条件

- 3-1. 複製の制限  
(1) お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。お客様の入力されたデータをバックアップする目的  
ただし、バックアップを目的とした複製物、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものであるとを問わず、いかなるサーバーコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。  
本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的  
ただし、適合テストを目的とした複製物、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。従って、適合テストの終了後は、速やかに破壊するものとします。
- (2) お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。
- 3-2. 頒布・送信の禁止  
お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)等を行うことは一切できません。
- 3-3. 貸与、担保設定、転売等の禁止  
お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の従業員および構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。
- 3-4. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変等の禁止  
お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。また、本ソフトウェアは1つの本ソフトウェアとして許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。
- 3-5. パージョンアップに関する制限  
お客様が本ソフトウェアをアップグレードまたは旧製品からのパージョンアップとして使用される場合、お客様はアップグレード前の本ソフトウェアのライセンスまたはソフトクリエイトによってパージョンアップ対象製品として指定されている旧製品のライセンスを正規に取得してはなりません。なお、旧製品におけるデータをコンパルトする必要がある場合を除いては、旧製品を破壊(アンインストール)した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約第1条で使用が許されたユーザーの方のみ使用することができます。本ソフトウェアをアップグレードまたはパージョンアップとして使用される場合、アップグレード前の本ソフトウェアのライセンスまたは旧製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、旧製品のデータをコンパルトする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンパルト作業を行い、作業終了次第旧製品を破壊(アンインストール)しなければなりません。
- 3-6. その他  
本契約書は、お客様に対し、ソフトクリエイトの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、ソフトクリエイトに留保されます。

### 4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、ソフトクリエイトは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破壊、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、ソフトクリエイトは一切責任を負いません。

### 5. 保証の制限

- (1) お客様は、本ソフトウェアの使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)ないし危険はすべてお客様のみが負うこととここに確認し、同意するものとします。
- (2) ソフトクリエイトは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであ

ること、本ソフトウェアが正常に動作すること、本ソフトウェアに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存在している場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、ソフトクリエイトのいかなる口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。本ソフトウェアに瑕疵が発見された場合、お客様が、すべてのサービス、修理または修正に要する一切の費用を負担するものとします。- (3) ソフトクリエイトは本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を系統的に保証するものではありません。

### 6. 責任の制限

- (1) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、ソフトクリエイト、本ソフトウェアの供給者、再販売業者および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損害、損害について責任を負いません。さらに、ソフトクリエイトは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。なお、本プログラムが日本国内において、第三者の知的財産権を侵害するものとして、お客様が第三者から請求を受けた場合、ソフトクリエイトは本プログラムを第三者の知的財産権を侵害しないものに変更するよう努力するものとします。ただし、ソフトクリエイトが、相当の期間において当該変更の努力を行ってもなお、第三者の知的財産権侵害が解消されないか、または本ソフトウェアを使用できる状態にすることができなかつた場合のみ、ソフトクリエイトは、お客様がソフトクリエイトに対して支払った本ソフトウェアライセンスの購入金額を上限に、お客様に対して損害賠償金額をお支払するものとします。
- (2) お客様が、お客様ご自身が利用する目的で本ソフトウェアを修正されたことを起因として発生した損害についても、ソフトクリエイトは一切責任を負いません。本ソフトウェアの修正はお客様ご自身の責任と費用をもって行ってください。なお、本ソフトウェアに付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の取り決めに基づくものとします。

### 7. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

- お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード、構造、編成等に関する情報、ならびに登録キーに関する全ての情報を第三者に対して開示、漏洩してはけません。また本契約書に違反した登録キーの不正使用はこれを一切禁止します。

### 8. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア(HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。))は、ソフトクリエイトおよびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。
- (3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

### 9. 準拠法および準則

- (1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もソフトクリエイトも同意するものとします。

### 10. その他

- お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、ソフトクリエイトによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本契約許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している法文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいずれかの影響をもたえるものではありません。